広報 志もじょう

9
2026（令和8年）
No.242

真夏の消防フェス

主な内容

2　高額療養費制度が見直されます
4　農業委員改選
5　農地パトロールを実施します
6　集落支援員だより
9　地域おこし協力隊活動報告
10　ズームアップしもじょう
12　学校だより・保育所だより
15　日本年金機構からのお知らせ
17　NPO法人元気だ下條だより
19　村の職員をもっと身近に
20　表敬訪問

令和８年８月から 高額療養費制度が見直されます

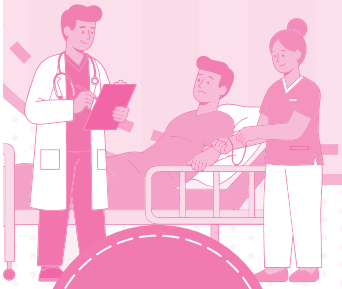

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは８月から翌年の７月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
（区分ウ：年収約 370 万円～約 770 万円）の場合

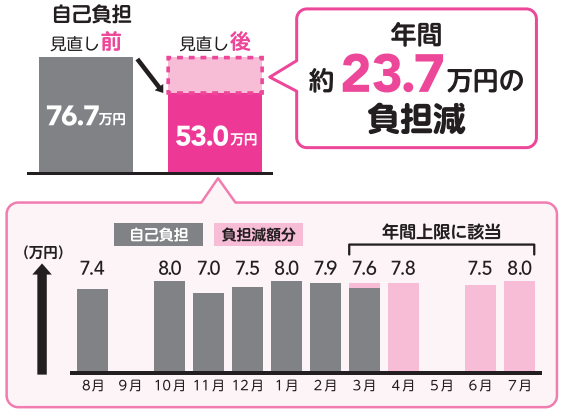

ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

●多数回該当
直近 12 か月以内に３回以上、上限額に達した場合、４回目から上限額が下がります。

●外来特例（70 歳以上で現役並み以外の方）
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。
詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター
0120-617-111
においても承っております。
※対応時間：月曜日～土曜日　９時～ 18 時（日曜日・祝日・年末年始は休業）
※運用期間：令和８年７月～令和９年３月

詳しくはこちらから

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高額療養費制度の上限額

（令和８年８月から令和９年７月まで）

※高額療養費制度の見直しは令和８年度と令和９年度の２段階にわけて実施します。
下の表は令和８年８月から令和９年７月までの内容です。令和９年８月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】（世帯ごと）〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】（世帯ごと）	外来（個人ごと）※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1%<140,100円>	1,680,000円	―
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～約1,160万円	179,100円＋1%<93,000円>	1,110,000円	―
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～約770万円	85,800円＋1%<44,400円>	530,000円	―
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円<44,400円（※1）>	530,000円（※2）	月額上限22,000円（年間上限21.6万円）
区分オ	―	住民税非課税【70歳未満】	36,900円<24,600円>	290,000円	―
―	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税【70歳以上】	25,700円<24,600円>	290,000円	月額上限11,000円（年間上限9.6万円）
―	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下（年金収入約80万円以下など）【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※１　年収約200万円未満である者は、令和９年８月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400円→34,500円）。
※２　年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係るＱ＆Ａ

Q.８月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A.窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q.自身の適用区分はどのように確認できますか？

A.どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書（任意記載事項あり）又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q.高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A.原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書（任意記載事項あり）又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。（ただし、75歳以上の方は、２回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。）
なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。

農業委員会 委員改選　農業委員会長に 宮島 清寛 氏 ／ 会長職務代理者に 古田 典明 氏 選任される

このたび、６月議会の同意を得て農業委員が、また６月農業委員会の同意を得て農地利用最適化推進委員がそれぞれ決定しました。

委員は、農地に関する相談や農地利用の最適化など地域農業の振興に向けた活動を行います。

任期は令和８年７月20日から３年間です。担当地区は下表のとおりです。

農地や農業に関するご相談がございましたら、お気軽に担当委員までご相談ください。

なお、会長に宮島清寛氏、同職務代理者に古田典明氏が選任されました。

宮島　清寛
（山　二）

古田　典明
（北　平）

堀尾　伸夫
（小松原）

岩﨑　明子
（阿知原）

下嶋　賢二
（粒　二）

玉木　光廣
（粒一南）

中島　敏夫
（新　田）

藤本　朋子
（中　原）

熊谷　彰芳
（山　二）

古田　康尋
（長　原）

飯嶋　高広
（原　平）

小林　憲由
（合　上）

佐々木　賢
（北　又）

仲平　豊
（合　南）

中嶋　民人
（上野原）

宮嶋　和夫
（入　野）

菅沼　賢寛
（菅　野）

熊谷　完治
（鎮　西）

林　芳彦
（新中原）

下條村農業委員会名簿

地区名		氏　　名	担当地区	電話番号
山　二	委員（会長）	宮島　清寛	農協全般	
北　平	委員（会長職務代理者）	古田　典明	中平・北平	
小松原	委員	堀尾　伸夫	小松原	
阿知原	推進	岩﨑　明子	阿知原	
粒　二	委員	下嶋　賢二	粒二・粒三・大久保	
粒一南	推進	玉木　光廣	粒一北・粒一南・桃立	
新　田	委員	中島　敏夫	中島・新田	
中　原	委員	藤本　朋子	中原・明地原	
山　二	推進	熊谷　彰芳	山一東・山一西・山二	
長　原	委員	古田　康尋	西部・長原	
原　平	推進	飯嶋　高広	原平・相田	
合　上	委員	小林　憲由	休戸・合上	
北　又	委員	佐々木　賢	北又・新中原	
合　南	推進	仲平　　豊	合南	
上野原	委員	中嶋　民人	上野原・手塚原	
入　野	推進	宮嶋　和夫	入野	
菅　野	委員	菅沼　賢寛	仁王関・菅野・吉岡	
鎮　西	推進	熊谷　完治	鎮西・新井	
新中原	委員	林　　芳彦	農業者以外	

農地パトロール（利用状況調査）を実施します

農業委員会では ①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消 ③違反転用発生防止・早期発見を目的に、毎年村内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施します。（農地法第 30 条）

この調査は、平成 28 年 4 月 1 日に改正農業委員会法が施行され「農地利用の最適化」が農業委員会で「必須業務」になったことを踏まえ、重要な取り組みの一つとなりました。

調査期間は 10 月 1 ヶ月間です。

調査の方法は、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員が農地を巡回し、耕作の状況などを見て、「遊休農地（荒廃農地）」になっているかどうかを判断します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

遊休農地とは？

（1） 1 年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれる農地
（2）周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

なぜ調査が必要なの？

改正農地法（平成 21 年 12 月施行）が施行され、「農地について所有権又は賃貸借権その他の使用権及び収益権を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と農地の権利を有する者の責務規定が設けられました。（農地法第２の２）

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性がありますので、除草、病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願い致します。

お問い合わせは、役場振興課内　下條村農業委員会事務局（27-2311）へ

10月１日は「浄化槽の日」です

★浄化槽がいつも正常に機能するよう、「浄化槽法」で浄化槽管理者 (所有者) に義務付けられた次の3つを守りましょう。

1. 保守点検を定期的に行いましょう。

保守点検は、汚水が適正に処理されるよう、浄化槽内の微生物の管理、装置の点検や調整、消毒剤の補充などを、長野県知事の登録を受けた業者が行います。20 人槽以下の浄化槽は、４か月に１回以上行うことが義務付けられています。

※村では 3/4 を補助しております。（消毒剤等の消耗品は対象外）

2. 清掃を定期的に行いましょう。

清掃は、浄化槽内にたまった汚泥や異物の除去、装置・機械の洗浄を、市町村の許可を受けた清掃業者が行います。浄化槽法で、清掃の最低回数は年１回以上と定められています。

※村では 1/2 を補助しております。（事業所等のみの使用は対象外）

3. 法定検査を必ず受けましょう。

保守点検や清掃が適正に行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを、長野県知事指定検査機関である (公社) 長野県浄化槽協会の検査員が検査します。法定検査は、年１回受けることが義務付けられています。

※村では全額補助しております。（法定検査料：７条検査 11 条検査が対象）

上記補助金申請は管理業者または浄化槽協会を通じて申請されます。

4. 適正な管理・使用をお願いします。

浄化槽の使用にあたっては、トイレットペーパー以外のものは流さない、多量の油や薬品などを流さない等正しい使い方を心がけてください。一人ひとりの適切な管理が河川や水路など水環境を守ることにつながります。

連載　集落支援員だより

連載　第13回：「空き家のよくある質問と相談」

集落支援員
木下　和之

こんにちは。集落支援員の木下です。

毎日厳しい暑さが続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。お盆には帰省されたご家族やご親戚と久しぶりに顔を合わせ、賑やかな時間を過ごされた方も多いと思います。

この時期、お墓参りや、夏の間にグングン伸びる庭や畑の草刈りをしながら、「うちの家や畑、将来どうしようか…」とふと考える瞬間があるかもしれません。実は、日頃の空き家相談でお話を聞いていると、「ご近所さんには少し聞きづらい…」「離れて暮らす子どもには負担をかけたくない…」と、誰にも言えずにご家族の中だけで悩みを抱え込んでいるケースが非常に多いことに気がつきました。

例えば、「家を壊すと税金が跳ね上がるんでしょ？」「誰も住んでいないから水道は止めてもいいよね？」「とりあえず兄弟の共有名義にしておけば安心だよね？」といったお声です。

実は、皆さんが昔から「当たり前」と思っていることの中に、放置すると将来の問題や負担に繋がる落とし穴が潜んでいます。また、ここ数年で空き家や放棄地に関する法律や制度が変わりつつあります。「知っていれば早く解決できたのに。」と気がつく項目もあるはずです。

そこで今回は、日々の窓口に寄せられるリアルな声をもとに、「空き家のお悩みQ&A」をまとめました。ぜひ、実家などの未来について話し合うキッカケとしていただけると嬉しく思います。

下條村では空き家バンクという制度があり、空き家の所有者と購入希望者をご紹介する制度があります。創設後20件の登録と、12件の成約があり、年々成約数が増えております。ぜひお気軽に、ご相談・ご登録いただければと思います！

お金や物件売買の相談について

物件の売買や解体・税金にかかる費用について、
少し聞きづらい相談内容をまとめています。

Q1：畑付きの空き家は売れますか？

A: 農地法改正で一般の方も購入しやすくなりました！

【令和５年法改正】

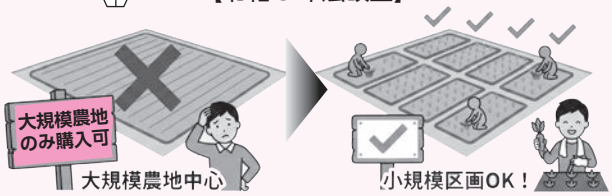

小さい農地でも購入可能となりました。
（**農業委員会の審査**は行われています）

Q2：兄弟の共有名義の空き家はどうなる？

A: 全員の同意と印鑑がないと売却や解体ができません！

代替わりで相続人が増える前に
単独名義にまとめておくと安心です。

Q3: 解体や修繕の費用はどれくらい？

A: 建物の素材（木・コンクリート・鉄）や状態等によって大きく異なります！

例えば ...
30万〜100万 / 坪

修繕費用

例えば ...
3万〜10万 / 坪

解体費用

「高いから…」と諦める前にご相談ください。
村の**補助金で負担を減らせる**場合があります。

Q4：家を壊すと土地の税金が上がるって本当？

A: 危険な空き家を放置すると、逆に税金が上がる可能性があります！

【令和５年法改正】

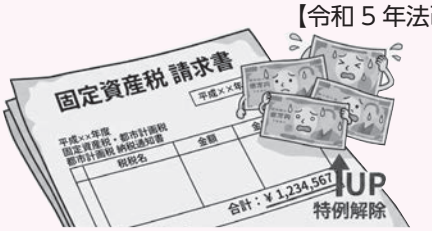

法改正で、危険な家は**税金が高くなる**ことも。
利活用できない物件は早めの決断が大切です。

維持管理の相談について

ここでは、放置すると将来的に問題となったり、
ご家族のご負担に関わる相談内容についてご紹介します。

Q5 昔からの火災保険に入っているから大丈夫？

A: 保険の対象となるか
確認が必要です！

保険適用には「**人が常時住んでいること**」
が条件となっている場合があります！
（保険会社やプラン等により異なります）

Q6 放棄地から出てきた木々はどうすればいい？

A: 下記に１つ当てはまれば伐採
できる可能性があります！

【令和５年法改正】

（※自己判断はせず、一度ご相談・お問い合わせください！）

Q7 電気や水道は解約して止めてもいい？

A: 排水管の水が蒸発すると悪臭や
害虫が侵入する可能性があります。

月に１回でも水を流したり、
部屋の換気を行うことをすすめします。

Q8 遠方に住んでいて草むしりに行けません…

A: 近隣の方やシルバー人材センター
に依頼される方がいます！

シルバー人材センターなどご依頼する場合、
繁忙期があるため早めのご相談をお勧めします。

住民の皆様へ：『空き家バンク』のご紹介

皆様の大切な物件を、新しい住人とつなぐサポートをします

1 ご相談・登録

【ステップ①】空き家バンクへの登録
まずはご相談。物件を大切にする方をお探しします。

2 面談・マッチング

【ステップ②】入居希望者と村の面談
村の担当者が希望者と面談し、村での生活の意志などを確認します。

3 ご紹介・合意

【ステップ③】ご紹介・合意
双方の希望が合えば、正式にご紹介。
契約手続きをサポートします。

4 新生活スタート

【ステップ④】ご近所への挨拶・新生活
新しいご近所付き合いが始まります。

**空き家になる前から
ご相談いただくのがお勧めです！**

- 【重要】入居希望者とは下條村の担当者が面談を行います。
- 【重要】物件の情報公開は、許可をいただくまで行いません。
- 【重要】登記手続きは各位でご対応をお願いいたします。

空き家についてご相談があれば、お気軽にお問い合わせください。

下條村役場　集落支援員　木下
0260-27-2311（代表）　0260-27-2346（直通）

次号につづく…

「しもじょうWEBポータル」の運用が始まっています！

下條村の情報を一元的に集約・発信できる「しもじょう WEB ポータル」、村の魅力を再発見したり、日常をちょっとお得＆楽しく過ごしたりするための情報が盛りだくさん！ぜひチェックしてみませんか？ 以下、一部機能をご紹介します！

お得情報

村内のお店や企業が提供する「お得な情報」や「限定クーポン」が一挙に掲載！
知らなきゃ損する情報が満載です。

みんなの投稿

写真や文章で自由に村の今を共有・交流できるスペースです！
あなたが見つけた「下條村の魅力」をリアルタイムで発信してみましょう。

【参加費無料】しもじょう WEB ポータル 利用者説明会を開催します！

「しもじょう WEB ポータルの使い方が知りたい」「もっと魅力を伝える発信をしてみたい」「お店・企業の PR をしたい」という方に向けた説明会を開催します。

「Instagram」の使い方や、人気デザインツール「Canva」を活用した投稿画像・動画の作り方もあわせて学べる実践的な内容です。

事前申し込みは不要です。ぜひお気軽にご参加ください！

【1】事業者向け（お店・企業の PR 力をアップしたい方）

日 時　9 月 28 日（月）15：00 ～ 17：00　　場 所　村民センター 第 3 会議室
内 容　しもじょう WEB ポータルを活用した集客・広報の実践、Canva、Instagram の利活用

【2】一般・団体向け（個人で楽しみたい方・地域の活動を発信したい方）

日 時　9 月 28 日（月）18：00 ～ 20：00　　場 所　村民センター 第 3 会議室
内 容　しもじょう WEB ポータルを活用した地域活動の発信、Canva、Instagram の利活用

地域おこし協力隊活動報告

菊地　翔

令和７年８月１日に地域おこし協力隊として下條村に着任し、早いもので１年が経ちました。この１年間は、果樹栽培の基礎から学び、多くの方々との出会いに支えられながら、とても充実した日々を過ごすことができました。

着任後の半年間は、研修受け入れ農家であるカネシゲ農園さんで研修を受け、果樹農家の仕事を幅広く体験しました。リンゴ・桃・梨の収穫をはじめ、桃や市田柿の加工、梨とリンゴの共同選果場での出荷作業、市田柿の収穫、柿の木の剪定など、四季を通じてさまざまな作業に携わりました。果樹栽培は品目ごとに作業内容や管理方法が異なり、毎日が新しい発見の連続でした。実際に現場で経験することで、教科書だけでは学べない知識や技術を身につけることができたと感じています。

令和８年に入ると、自分たちが目標としているぶどう栽培に向けた準備を本格的に始めました。まずは苗木を植えるため、耕作放棄地の開墾からスタートしました。初めて扱うチェーンソーには苦戦し、思うように作業が進まないこともありましたが、一つひとつ経験を積み重ねながら整備を進めることができました。その後、シャインマスカット、ナガノパープル、クイーンルージュの苗木を定植し、自分たちのぶどう園づくりへの第一歩を踏み出しました。

さらに、下條村のぶどう農家の皆さんのもとで、芽かきや誘引など、生育に関わるさまざまな管理作業も体験させていただきました。それぞれの農家さんの工夫や技術に触れ、多くのことを学ぶ貴重な機会となっています。

この１年間を振り返ると、多くの方々に支えていただいたからこそ、ここまで歩んでくることができたと実感しています。まだまだ学ぶことばかりですが、これからも一つひとつの経験を大切にしながら技術を磨き、地域の皆さんに親しまれるぶどう農家を目指して努力していきます。今後ともよろしくお願いいたします。

菊地　良子

令和７年８月１日に地域おこし協力隊として下條村に着任し、１年が経過いたしました。この１年間、農業（特に果樹）をはじめとする多くのことを学ばせていただきました。日頃からの温かいお声がけやご支援に、心より感謝申し上げます。

着任後は、カネシゲ農園さんで桃・梨・リンゴ・柿など、多岐にわたる果樹の栽培研修を受けさせていただきました。慣れるまでは特に体力的に大変でしたが、果樹農家の仕事を幅広く体験させていただき、知識や作業経験だけではなく１年を通して農作業に耐えうる体力もつき、成長を実感できる有難い経験をさせていただきました。

また、年が明けたころからは、自分たちでぶどうを栽培するための準備を開始いたしました。まずは耕作放棄されていた梨の木を伐採・整理し、３月末には無事にぶどうの苗木を定植することができました。５月に雹が降ったときは多少芽や葉が傷ついてしまいひやっとしましたが、現在では苗木も身長ほどの高さまで順調に成長しており、病気や害虫による大きな被害もなく、ひとまず胸を撫で下ろしているところです。

ぶどうの管理方法などにつきましては、近隣のぶどう農家の皆さまをはじめ、JA や農業普及センターの皆さまに大変親身になってご相談に乗っていただいております。おかげさまで、着任当初に比べて「どのようにぶどうの骨格を作り、育てていくか」というイメージが描けるようになってまいりました。

まだまだ地域活動など慣れないことも多く、将来的に下條村へ定住し新規就農を果たすためには、住居や農地、設備や資金計画などどう進めていくか課題もたくさんありますが、一つひとつ着実に進めながら、地域社会の一員となれるよう努力してまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

令和８年７月～
令和８年８月まで

しもじょう

▶７月 12 日　77 市町村ドリームツアー中の信州プロレスが当村で興行しました。迫力のある試合もあれば、笑いに包まれた試合もあり、多くの方が熱中されました。

▲７月 13 日に３年生がじゃがいも、16 日に４年生がそばを収穫。みんなで力を合わせて、たくさんの実りを収穫しました。

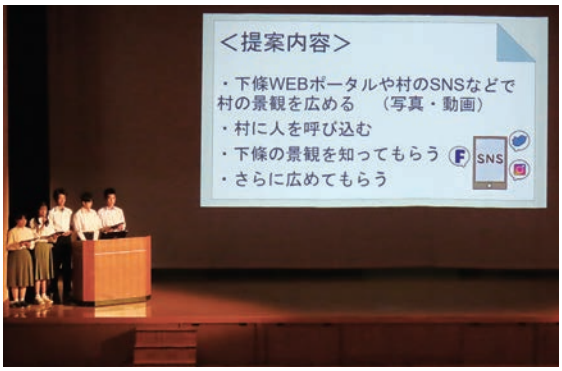

▲７月 17 日　中学校３年生が下條村の未来について真剣に考え、村に提案したいことや具体的な課題解決のアイデアを発表し、村会議員、村職員、村内の団体関係者と意見交流を行いました。

▲７月 13 日、あしたむらんど会議室にて、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団から下條村歌舞伎保存会へ「地域の伝統文化」助成金目録が贈呈されました。伝統歌舞伎の継承や後継者の育成に役立てられます。

▲７月 25 日　コスモホールにて「第 26 回しもじょっ子まつりローカルヒーロー大響宴！」が開催されました。約 900 名が来場し、子どもたちの笑顔と歓声があふれました。

▲７月 20 日　ドイツ・ベルリンからプロのオペラ歌手の皆さんにお越しいただき、村の素敵なコンサート in 下條を開催しました。下條村民吹奏楽団や下條コーラス花の木たちの皆さんと共演しました。

カメラで見る村のうごき

ズームアップ

▲7月25日・26日に高校生魅力発信プロジェクトを行いました。今回は中原そば畑の一角でそば播種体験を行いました。圃場には高校生と大学生等が作った看板を設置しております。

▲8月1日、信州大の学生と住民によるフィールドワークが行われました。50年前の写真と照らし合わせ、地元ならではの魅力あふれる景観スポットを探して楽しく散策しました。

▲8月15日　二十歳を祝う会がコスモホールにて行われました。久しぶりに再会した友人たちと、思い出話や将来の夢に花を咲かせていました。

▲青少年健全育成会主催 いいだ人形劇フェスタ2026広域公演が8月3日に開催されました。劇団なかよしーずさんによる「なかよしーずのつくってあそぼ＆北風と太陽」を上演しました。総勢197名の方にご来場いただきました。

▲8月22日　道の駅「信濃路下條」にて、日頃の消防団の活動を知っていただく機会として消防フェスを開催。飯田広域消防本部からも、はしご車や小型救護車が展示され、子どもから大人まで大盛り上がりでした。

学校だより・保育所だより

いろんな発見

下條中一年　吉村　康汰

臨海学習で福井県若狭湾に行きました。僕は、統率係長として全員が時間を守れるように指示を出したり、点呼をしたりしました。

一日目の夜にビーチファイヤーをしました。僕は火の子という、火の神から火をもらう役をしました。僕は「全力の火」をもらいました。この火をもらった理由は、全力で楽しめるようにしたかったからです。スローガンの「海を知り自分を知ろう」のもと、海での活動を通して海の楽しさを知ることができました。

二日目は、若狭塗り箸体験をしました。耐水ペーパーで箸をけずって色を出していきます。けずるのが難しく、職人さんのすごさを実感することができました。

この臨海学習で、協力することの大切さ、海の楽しさを知るとともに、しおりを見ながら臨機応変に行動することで自分を高めることができました。

学んだことを日常生活でも生かしていきたいです。

保育所　親子おたのしみ会開催

七月十七日、保育所にて親子おたのしみ会を行いました。

天気予報は雨となっており天候が心配されましたが、当日はさわやかな夏空の下で、無事おたのしみ会を開くことができました。

まずは北又の森から、年長児たちが二台のおみこしとともに登場。年少、年中の子どもたちの声援を受けながら、園庭まで担ぎきりました。

おみこしのあとは、年長児と火の神様のダンス、親子での踊りを楽しんだり、お店屋さんでおやつや景品をもらったりしました。

フィナーレでは、保護者会による打ち上げ花火や吹き出し花火などの披露があり、子どもたちからは大きな歓声があがりました。

保護者の皆さんのご協力と子どもたちの頑張りのおかげで、素敵な夏の思い出を作ることができました。

村の図書館から

「一日図書館長」行事開催

七月五日（日）、八名の方に「一日図書館長」の委嘱を行い、業務体験等を通じ図書館への理解を深めました。

カウンターで金田村長から委嘱状を受取り、記念撮影。村長挨拶、概要説明を聞いた後は、図書館のさまざまな業務を体験しました。持参した自分の本にコーティングを施す図書装備も体験。懇談会では感想・要望等が交わされました。

R八年度一日図書館長（敬称略）

【利用者代表】
澤柳　雅康　（阿知原）
堀尾しづよ　（小松原）
古田　里紗　（原　平）
林　　未久　（明地原）

【小学校PTA副会長】
児島　理恵子　（小松原）

【中学校PTA副会長】
金田　久美子　（北　又）

【小学校児童会図書委員長】
藤本　遥　（粒　三）

【中学校生徒会文化図書委員】
山本　彩音　（小松原）

いただいたご感想・ご要望から

○長年の都会生活を終え帰村した時、村に図書館があって本当によかったと感じた。

○ブックスタートで赤ちゃん絵本を知り、子の成長に合わせて絵本を読んであげられた。

○昔の資料が保存されているとわかったので調べに来たい。サッカーや剣道の本を入れてほしい。

○長男が初代一日図書館長を務めた。退職し毎日少しの時間を読書に充てられるようになった。

○パークライブラリー&カフェのことを若い人達に知らせたい。

夏休み防災教室開催

八月七日に、コスモホールにて防災教室を開催し、小学四年生から六年生までの児童十八名と大人の方一名にご参加いただきました。

前半は、コスモホールでの避難訓練、災害や防災に関する講話を行いました。

後半は、避難所体験として、災害時を想定した調理・試食、段ボールベッドと簡易トイレの組立を体験しました。

参加者からは、「今日のお話を実際の災害の時に生かしたい」「非常食が意外とおいしい・簡単に調理ができた」などの感想がありました。また、「大人向けにも開催してはどうか」というご意見もいただきました。

子ども自身や家庭での災害対策について考える良い機会となりました。

大会の記録

下條小6年の林拓未さん、県小学生ソフトテニス大会で優勝！全国大会への切符を掴む

七月五日に行われた第四十四回長野県小学生ソフトテニス選手権大会において、下條小学校六年生の林拓未さんが男子ダブルスで優勝し、全国大会への出場が決定しました。

林さんは現在泰阜村のクラブで練習に取り組んでおり、県内や北信越の大会でも優勝、上位入賞をするなど、活躍されています。

全国大会は十一月に行われる予定です。

消防団協力事業所の紹介

令和８年６月より下條村消防団協力事業所として古田工業株式会社が認定されました。この制度は下條村消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的としております。認定された団体は長野県内では、次の優遇措置があります。

・消防団活動協力事業所応援減税　・建設工事等入札参加資格での優遇
・森林整備業務の総合評価落札方式での優遇

認定について詳しくは、下條村役場総務課総務係までお問い合わせください。

秋の全国交通安全運動について

令和８年９月21日～30日までの10日間「秋の全国交通安全運動」が実施されます。秋には県内外から多くの行楽客が来訪することが予想され、地理不案内な運転者による交通事故の危険性が高まる時期でもあります。交通安全協会においても期間内に街頭指導を行なうことで交通事故が少しでも減るよう活動を行ないます。

追突や出会い頭の衝突など、ちょっとの油断が事故につながっています。

悲惨な交通事故を防ぎ、安全・安心な地域となるよう、皆で交通安全に努めましょう。

体力・運動能力測定会の開催について

カラダの「いま」を楽しくチェックし、運動不足を測定しましょう！！
ご家族・友達と一緒にご参加大歓迎！体力測定で健康な体作りを始めましょう！

日　時　9月12日（土）　9：00スタート　11：00終了予定
場　所　下條村Ｂ＆Ｇ体育館　**参加費無料!!**
ＱＲコードまたは、お電話にてお申し込みください。
主催：下條村教育委員会　電話番号：0260-27-1050

お申し込みは こちらから

日本年金機構からのお知らせ

令和８年(2026年)10 月から「国民年金保険料の育児免除制度」が始まります

育児期間中の経済的負担を軽減するため、子を養育する国民年金第1号被保険者 (自営業者･アルバイト･無職等) を対象に、子が 1 歳になるまでの期間の国民年金保険料が免除される制度が新たに始まります。

★対象となる方

令和 8 年 (2026 年)10 月 1 日以降、1 歳になるまでの子を養育する国民年金第 1 号被保険者の実父母および養父母

★育児免除制度のメリット

- 育児免除期間として「保険料の納付が免除された期間」は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 国民年金第 1 号被保険者であれば、夫婦ともに育児免除制度の対象となります。
- すでに保険料を納付している期間や、国民年金保険免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届出をすることで育児免除期間として取り扱われます。納付済みの保険料は充当または還付されます。
- 育児免除期間中も付加保険料を納付することができます。

＜育児免除期間イメージ図＞

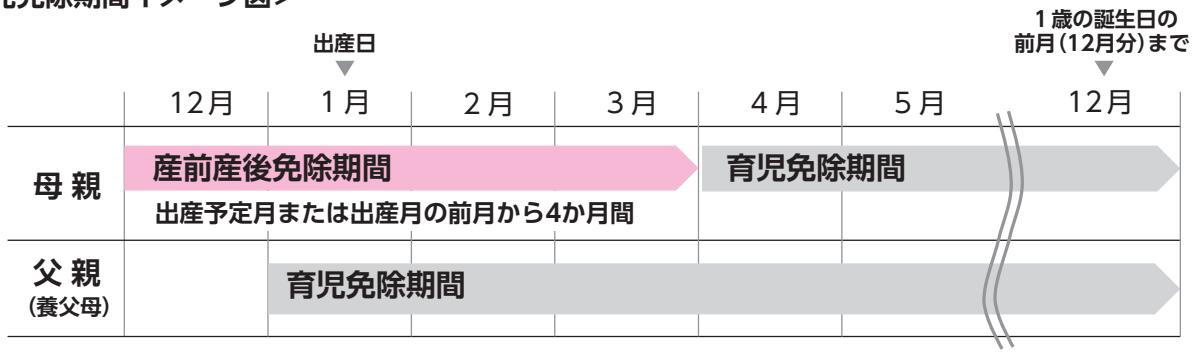

※育児免除を受けるには届出が必要です。
※制度に関するお問合せは飯田年金事務所(0265-22-3641)まで

日赤活動資金募集へのご協力ありがとうございました

下條村社会福祉協議会と日赤下條村分区では、6 月初めから「日赤活動資金」の募集をし、村内各世帯及び企業の皆様に下記のとおりご協力いただきました。

994 世帯より：	397,600 円 (各世帯 400 円)
18 企業より：	142,000 円
下條村計：	539,600 円

この活動資金は、日本赤十字社の災害救護活動等に役立てられます。
この募集に際しましてご協力いただきました各地区連絡員・組長の皆様にお礼申し上げます。
皆様方のあたたかいご支援に感謝申し上げ、今後共ご協力をよろしくお願いします。

村道23号線 山一西地区 村単道路改良・防災対策工事状況!

日頃より、土木行政へのご理解ご協力ありがとうございます。

先月から着工しました村道 23 号線　山一西地区　村単道路改良・防災対策工事の進捗を９月号から掲載いたします。

現在、吹付法面の上の伐採工を実施中です。景観、倒木が改善されます。また、酷暑の中での作業となる為、作業員の安全を確保するためにも快適に事務作業、休憩ができるよう、現場事務所を設置しました。さらに、現場内には防犯対策、歩行者の安全を確保するために防犯カメラを設置しました。

引き続き、安全を配慮して工事を進めさせていただきます。ご協力の程よろしくお願いいたします。

リニア発生土造成工事状況！

日頃より、リニアトンネル掘削による発生土運搬・盛土工事へのご理解ご協力ありがとうございます。村道１号線よりも下流のＡ工区、上流のＢ工区ともに引き続き各種作業を進めています。

現在、Ａ工区では最下流の調整池着手へ向けた準備工、Ｂ工区では村道１号線よりも上流へ向かい工事用道路の整備と雨水や地下水などに対応するための地下排水管を設置しています。

また、６月にＡ工区内を流れている排水管を新しくするための一環として、村道１号線に横断水路を設置しました。工事中通行された皆様におかれましては片側交互通行規制へのご協力ありがとうございました。

毎日暑い日々が続きます。現場ではこまめな水分補給と休憩をとりながら熱中症予防に最大限努めながら作業をしています。

工事用車両出入口での安全管理やダンプトラックの一定の車間距離を保つことで、地域の皆様・観光の皆様が安心して通行ができるよう心掛けていきますのでご協力をお願いします。

中央新幹線、風越山トンネル（上郷）特定建設工事共同企業体

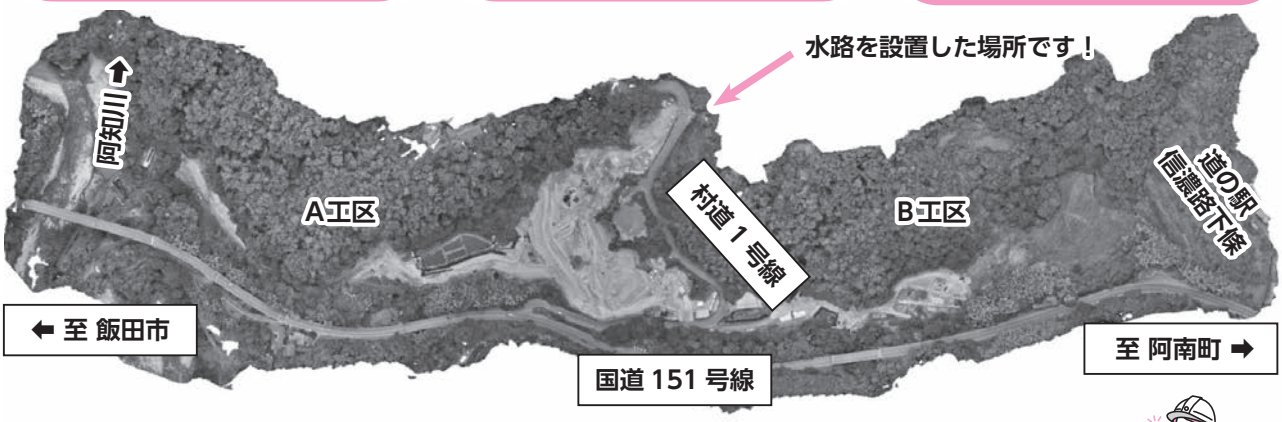

今後も皆様の生活への影響に配慮しながら、工事を安全に進めてまいります。

■工事に関するお問合せ先■
中央新幹線、風越山トンネル（上郷）特定建設工事共同企業体
住所／長野県下伊那郡下條村睦沢 208　　電話／ 0260-31-0083

NPO法人元気だ下條だより

信州の伝統野菜、下條村の特産品
親田辛味大根の栽培者募集

下條村の特産品『**親田辛味大根**』**の栽培者を募集しております。**
この大根は古くから下條村で栽培されており、全国の多くの蕎麦屋さんでお利用いただいております。また、令和７年２月からは商標登録が認められ今後、下條村のブランド力強化のための重要な特産品です。
しかし、残念なことに近年生産量が落ち込んできており、蕎麦屋さんの注文に応えられない状況となっております。
下條村の特産品を守り、下條ブランドを全国発信するために、是非栽培者になってください！

栽培に関する事項

1. 栽培時期について
秋作大根 …… ８月耕起、９月播種、11 月収穫

2. 出荷及び販売について
生産された大根は組合に出荷します。（組合加入の場合）
少量出荷（組合に加入しない場合）はNPO 法人が買い取ります。

3. 経費、収入について（試算例）
畝 50m（専用マルチ使用）をつくって栽培した場合
播種穴数 約 550 穴

【収入】大根生産量 200g × 550 個 × 商品化率 60% ≒ 60kg
買い取り代金 600 円 /kg × 60kg ＝ 36,000 円

【栽培費用】シーダーマルチャー委託代金　3,250 円
肥料代（有機肥料、化成肥料）6,000 円
農薬代 2,000 円　　合計 11,250 円

マルチングや種まきを省力化して栽培が楽になりました。
これまで時間と労力をかけていた種まきの省力化のため、シーダーマルチャー（整地、マルチング、播種を同時に行う機械）での作業請負を行います。
メリット：①短時間で整地、マルチング、種まきができる。
②栽培者は作業に手を出さなくても作業が終わります。

播種後、収穫までの間の作業が少くあまり手間がかからない作物です。
播種後間引き作業は１回ありますが、その後は成長を見守って適期収穫。

栽培者の支援を行っています。
栽培説明会、収穫指導会の開催／巡回による栽培指導／大根洗浄機の無料貸出と出荷までの低温保管／シーダーマルチャー作業受託

水稲農薬散布をドローンで行いました

散布期間	延べ 40 日
散布延べ面積	71.90ha
水田筆数	439 筆

下條村産そば粉でそば打ちしてみませんか！
そば打ち講習会（10月～２月）参加者募集

『そば打ち講習会』を開催しています。この講習は下條村産のそばを使って、ご家庭や地区の行事等でそばを打って食べていただく機会を増やすことを目的としています。お気軽にお申し込みください。

そば打ち講習会 日程及び開催場所

開催番号	開催日	開催時間	場所
1	10月22日（木）	午後６時～７時 30 分	そばの城 そば打ち道場 プレハブ会場
2	11月25日（水）	〃	〃
3	12月８日（火）	〃	〃
4	１月22日（金）	〃	〃
5	２月12日（金）	〃	〃

募集人数　各回 10 名　　**参加費**　１回 500 円
参加者募集期間　令和８年８月 17 日 ～ 令和８年９月 19 日

※何回でもご参加できます。下條村産のそば粉を使用します。

下條村内農家の皆様へ
使わなくなった農機具、農業用資材などを意欲ある農業者に譲りませんか。

≪対象となるもの≫

農業機械　トラクター及び付属機器、管理機、田植え機、草刈機、動噴、ハーベスタ、コンバイン、乾燥機、運搬車等

農業施設　農業ハウス、農機具小屋、米乾燥調製施設等

農業資材　パイプハウス、キュウリ棚等

そ の 他　市田柿加工機材、コンテナ、ハウス用暖房機、防除用タンク等

ご連絡ください。 確認に伺います。
電話 0260-31-0020
FAX 050-3512-4260
下條村睦沢 8801-1
特定非営利活動法人元気だ下條

仲介料はいりません。

長野県知事選挙に係る投・開票結果について

令和８年８月９日執行の長野県知事選挙の下條村開票区の開票結果をお知らせします。

○投票結果

当日の有権者数	２，７６０人
期日前投票者数	６２２人
不在者投票	２４人
当日の投票者数	８３３人

○開票結果

投票総数	１，４７９票
有効投票	１，４６９票
無効投票	１０票

候補者別得票数

あべ守一（無所属）　１，２８８票　　たけだ良介（無所属）　１８１票

飯田一日合同行政相談所開設のお知らせ

不動産の登記、年金、道路や農地など役所の仕事についての相談、法律上のトラブルや相続などについて、弁護士や税理士など専門家に相談できる一日合同行政相談所を開設します。

日　　時　令和８年 10 月 16 日（金）10：00 ～ 13：00
※事前予約優先（予約期間：９月 28 日（月）～ 10 月９日（金）８：30 ～ 17：15）

申 込 先　総務省長野行政監視行政相談センター　　TEL：026-235-0128

開設場所　飯田市役所　Ｃ棟　Ｃ311・Ｃ312・Ｃ313 会議室　　**参加機関**　法務局、弁護士、税理士 など

行政書士無料相談会

月　　日　令和８年 10 月４日（日）　　**場　　所**　飯田市座光寺 3349-1 エスバード Ｂ303号

時　　間　午前 10 時～午後３時まで

相談内容　相続、遺言、民事信託、成年後見、建設業許可、産業廃棄物処理業許可、農地転用許可、外国人の在留、風俗営業許可、車庫証明・自動車登録、旅館業許可等　※事前予約は不要です。

「公証週間」について

公証制度は、私たちの日常生活における法律的紛争を未然に防止し、法律上の権利や義務を明確にし、安定させることを目的として、証書の作成等の方法により、一定の事項を公証人に証明させる制度です。

この公証事務を担当する公証人は、判事、検事、法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任命した法律の専門家です。

次のような約束事には公正証書の作成をお勧めします。

●遺言　●お金の貸し借り　●不動産の売買や貸し借り　●離婚に伴う養育費や慰謝料等の支払
● 任意後見契約（公正証書によることが必要です。）

大切な契約や取引において公正証書は皆さんの権利を正しく確実に守ってくれます。

管内の公証役場は、次のとおりです。

飯田公証役場	〒 395-0033 飯田市常盤町30 番地 飯伊森林組合ビル２階 0265-23-6502（FAX 兼用）　　公証人 五社浩幸

村の職員をもっと身近に ～サクッと解説！私たちの部署～

教育委員会（教育係）

教育係：保育所から小・中学校まで、子どもたちの育ちと学びを支える仕事をしています。また、つどいの広場や、しもじょっ子の家の運営、生涯学習や文化・スポーツなど、村民の皆さんが楽しく学び、安心して活動できる環境づくりに取り組んでいます。

図書館：本の貸し出しや読書の案内をはじめ、お楽しみ会の開催など、皆さんが気軽に楽しく本や情報に親しめる場所（図書館）づくりに努めています。子どもから大人まで、それぞれの「読みたい」「知りたい」に寄り添いながら、読書の楽しさをお届けします。

教育委員会（保育所係）

保育所係：下條保育所では、子ども一人ひとりの気持ちや個性を大切にしながら、毎日の遊びや生活を通して、健やかな成長を支えています。保護者の皆さんに安心していただけることはもちろん、地域の皆さんにも親しまれ、愛される保育所を目指して、子どもたちの笑顔いっぱいの毎日を見守っています。

表　敬　訪　問

松本国際高校三年の金田琉さんが、長野県代表として「全国高校七人制ラグビー大会」に出場しました。同校は予選リーグ後のトーナメントで山形中央高校を破り、見事に全国初勝利を収めました。七月二十六日には役場を訪れ、村長に結果を報告しました。小学三年からラグビーを始め、激しい接触プレーが魅力のポジション「ロック」を務める金田さんは、「全国の舞台は嬉しかったが、本番は冬の花園（全国高校ラグビー大会）出場。卒業後は地元に戻りラグビーに貢献したい」と力強く抱負を語りました。

牛を表した松本国際高校の
ポーズを取る金田さんと村長

飯田女子高校一年の藤本綾さんが、公益財団法人日本習字教育財団の成人未満における最高段位「八段」に認定され、七月二十日に村長に合格を報告しました。硬筆でも準八段に合格しています。小学五年から書道を始めた藤本さんは、中学時代にバトントワリングと両立しながら練習を重ね、中学三年の三月に挑んだ八段昇段試験では、「実力発揮」の指定課題に対し得意の楷書体で提出。「時間をかけるよりも一枚に集中して書く」という教室で教わった集中力を発揮し、見事に最高段位を取得しました。

八月十七日、飯田風越高校一年の下嶋花菜さん（ＩＳＣ飯田所属）が役場を訪れ、村長に全国大会出場を報告しました。下嶋さんは七月二十五日・二十六日に開催された「長野県選手権水泳競技大会」の女子五十ｍバタフライに出場。第二位となり、標準記録（二十八秒六二）をクリアする二十八秒〇五の好タイムで全国大会への切符を獲得。八月二十三日に東京アクアティクスセンターで開催された「全国ＪＯＣジュニアオリンピック（チャンピオンシップの部五十ｍバタフライ）」に挑みました。

里親制度説明会のご案内

令和８年９月30日（水）10時30分から13時まで、阿南町町民会館内健康センターにて「里親制度説明会」が行われます。

申し込みは不要で、参加費は無料です。

当日は、里親制度の説明や、個別相談、映像視聴などが行われます。

里親制度は、様々な事情により家庭で暮らすことができないお子さんを家庭に迎え入れて養育する制度です。ぜひ多くの皆様のご参加お待ちしております。

ご不明な点等は、飯田児童相談所（電話：0265-25-8300）までお問合せください。

発行／下條村役場
編集／広報編集委員会
印刷／龍共印刷株式会社

〒399-2101　長野県下伊那郡下條村睦沢8801-1
TEL.0260-27-2311　FAX.0260-27-3536
Eメールアドレス　shimojo@vill.shimojo.lg.jp